

第1節 目的

(防災統括室)

奈良県の地域における大規模な災害に対処し、災害から「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害の減少を図るため、防災関係機関が処理すべき事項について計画を定める。また、計画の基本方針等について定めるとともに、この計画に掲げる事項の推進を図る。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第40条に基づく「奈良県地域防災計画」の水害・土砂災害等編として、奈良県の地域における大規模な災害（地震を除く。地震については「地震編」参照）に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、県土及び住民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の基本方針

いづれどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、公助として、防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施していく必要がある。あわせて、住民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要であり、特に、気候変動の影響等により新たな災害環境となりつつある近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。

この計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、県及び市町村による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図り、「災害に日本一強い奈良県を目指す」ものとする。

1 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
- (2) 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立
- (3) 防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携
- (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進

- (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
 - (7) 関係法令の遵守
 - (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
 - (9) 男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた防災体制の確立
- 2 この計画等を参考にして、市町村は法第42条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するための市町村地域防災計画を作成しなければならない。

第3 計画の推進

各防災関係機関は、必要に応じて具体的な活動計画を作成するなど、この計画に掲げられた事項の推進に努める。

また、各防災関係機関は、分野毎に緊急度の高いものから順に災害対応マニュアルの策定を進めるものとし、マニュアル策定後は、訓練を定期的実施し、マニュアルを検証し、必要に応じ修正を加えてより実践的なマニュアルづくりを目指す。

第4 計画の修正

県は、法第40条の規定に基づき、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

また、県以外の各防災関係機関は、関係のある事項について計画修正案を県防災会議（事務局：県防災統括室）に提出する。

第5 計画の構成

水害・土砂災害等編は、計画編と資料編から構成する。水害・土砂災害等編の構成は次の4章による。

1 第1章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱、本県の自然的・社会的条件など、計画の基本となる事項を示す。

2 第2章 災害予防計画

災害発生に備えて、平時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

3 第3章 災害応急対策計画

災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

4 第4章 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。

第6 奈良県地域防災活動推進条例との関係

1 目的

この条例は、県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、県民等による地域における防災活動及びこれを推進する施策の基本的な事項を定めることにより、地域における防災力の向上を図り、もって奈良県地域防災計画等に基づき県が実施する防災対策と相まって、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とし、平成26年4月1日より施行している。

2 防災の日及び防災週間

県民等の防災に関する理解を深めるとともに、地域における防災活動の一層の推進を図るため、次に掲げる防災の日及び防災週間を設ける。

- (1) 奈良県地震防災の日 7月9日
- (2) 奈良県地震防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (3) 奈良県水害防災の日 8月1日から8月3日まで
- (4) 奈良県水害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (5) 奈良県土砂災害防災の日 9月3日及び9月4日
- (6) 奈良県土砂災害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間

第7 奈良県国土強靱化地域計画との関係

県は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、奈良県国土強靱化地域計画を策定し、その進捗を管理する。国土強靱化地域計画は、地域防災計画と相互補完する。

1 第2期奈良県国土強靱化地域計画

奈良県国土強靱化地域計画は、平成28年度に本県地域の状況に応じた国土強靱化施策の総合的かつ計画的な推進を目的に策定した。

計画の最終年度である令和2年度に、国土強靱化基本計画の見直しや、近年の災害の経験と教訓を踏まえた見直しを行い、第2期奈良県国土強靱化地域計画を策定した。

- (1) 奈良県の目指す姿
「災害に日本一強い奈良県」を目指す
(主な目標値：災害による死者ゼロを目指す)
- (2) 基本目標
1：人命を守る 2：県民の生活を守る 3：迅速な復旧・復興を可能にする
- (3) KPI（重要業績評価指標）88項目の設定
- (4) 「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」21項目に対して脆弱性を評価し、「回避するために必要な取組」を検討
- (5) 令和3年度からの概ね5年間を計画の対象期間とする。

2 国土強靱化アクションプラン

奈良県国土強靱化地域計画の着実な推進のため、具体的な事業をまとめたアクションプランを毎年度策定する。地域防災計画の実施計画としての意味も併せ持つものとする。

第8 奈良県緊急防災大綱との関係

この大綱は、奈良県内で同時多発かつ広域的な浸水害や土砂災害を引き起こす危険性がある豪雨が発生しても犠牲者が出ないように、命を守るための取組・備えを県・市町村が一体となって着実に実施することを目的として、防災対策を取りまとめたもので、平成31年4月に公表している。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務 又は業務の大綱

第1 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災に関する組織の整備・改善 2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4. 災害危険箇所の災害防止対策 5. 防災に関する施設・設備の整備、点検 6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7. 県防災行政通信ネットワークの整備、運用、点検 8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10. 自主防災組織等の育成支援 11. ボランティア活動の環境整備 12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13. 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2. 関係機関との連携・協力による活動体制及び市町村応援体制の確立 3. 災害救助法の運用 4. 消火・水防等の応急措置活動 5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7. 緊急輸送体制の確保 8. 緊急物資の調達・供給 9. 児童、生徒の応急教育 10. 施設、設備の応急復旧 11. 県民への広報活動 12. ボランティア、救援物資の適切な受入 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2. 民生の安定化策の実施 3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5. 義援金の受入れ・配分等に関する計画

	14. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施		
奈良県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害の実態把握 2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の搜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体の調査等及び検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第2 市町村

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
各市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び市町村地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

	<p>9. 危険物施設等の災害予防</p> <p>10. 公共建築物・公共施設の強化</p> <p>11. 都市の防災構造の強化</p> <p>12. 水道の確保体制の整備</p> <p>13. 避難計画の作成及び避難所等の整備</p> <p>14. ボランティア活動支援の環境の整備</p> <p>15. 要配慮者の安全確保体制の整備</p> <p>16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄</p> <p>17. 防疫予防体制の整備</p> <p>18. 廃棄物処理体制の整備</p> <p>19. 火葬場等の確保体制の整備</p>	<p>9. 要配慮者の福祉的処遇</p> <p>10. 避難の指示</p> <p>11. 避難所の設置・運営</p> <p>12. 災害時における交通・輸送の確保</p> <p>13. 食料、飲料水、生活必需品の供給</p> <p>14. 危険物施設等の応急対策</p> <p>15. 防疫等応急保健衛生対策</p> <p>16. 遺体の搜索、火葬等</p> <p>17. 廃棄物の処理及び清掃</p> <p>18. 災害時における文教対策</p> <p>19. 復旧資材の確保</p> <p>20. 被災施設の応急対策</p> <p>21. 義援金の募集活動の支援</p>	
--	--	---	--

第3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿管区警察局	<p>1. 近畿管区内広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施</p> <p>2. 気象予警報の伝達</p> <p>3. 管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整</p>	<p>1. 警察災害派遣隊の派遣に関する調整</p> <p>2. 他管区警察局との連携</p> <p>3. 関係機関との協力</p> <p>4. 情報の収集及び連絡</p> <p>5. 警察通信の運用</p>	
近畿総合通信局	<p>1. 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理</p> <p>2. 非常通信協議会の指導育成</p> <p>3. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進</p>	<p>1. 災害時における通信手段の確保</p> <p>2. 災害対策用移動通信機器等の貸出し</p>	

<p>近畿財務局奈良財務事務所</p>			<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害復旧事業費査定の立会 2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資 4. 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資 5. 国有財産の無償貸付等に関すること
<p>近畿厚生局</p>		<p>救援等に係る情報の収集及び提供</p>	
<p>奈良労働局</p>	<p>工場、事業場における産業災害防止の指導監督</p>	<p>災害応急対策に要する労務の確保に関すること</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職業の斡旋 2. 雇用保険料の納期の延長に関すること 3. 雇用給付金の支給等に関すること
<p>近畿農政局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 2. 農作物等の防災管理指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病虫害の防除指導 4. 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策 5. 農地、農業用施設等（防災重点農業用ため池を含む）の被害情 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種現地調査団の派遣 2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3. 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する対策

第1章 総則 第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

		報収集、査定前着工 (応急工事)の指導	
近畿中国森林 管理局	1. 国有保安林、保安施設、 地すべり防止施設等の整備 2. 治山施設による災害予 防	災害対策用復旧用材の供 給	国有林における 崩壊地、地すべ り防止施設等の 災害復旧
近畿経済産業 局		1. 災害対策用物資の供 給に関する情報の収集 及び伝達 2. 電力・ガスの供給の 確保 3. 災害時における所管 事業に関する情報の収 集及び伝達	1. 生活必需品、 復旧資材等の 供給に関する 情報の収集及 び伝達 2. 被災中小企 業の事業再開 に関する相 談・支援 3. 電力・ガス の復旧支援
中部近畿産業 保安監督部 近畿支部	1. 電気、ガス等ライフラ インの保安に関する事業 者等の指導監督 2. 高圧ガス、液化石油ガ ス及び火薬類並びに石油 コンビナート施設の保安 に係る業務の指導監督 3. 鉱山の保安に関する業 務の指導監督	1. 災害時における事故 状況の収集・把握及び 関係機関への連絡 2. 電気、ガス、高圧ガ ス、液化石油ガス及び 火薬類並びに石油コン ビナート施設の保安の 確保 3. 鉱山における危害の 防止、施設の保全及び 鉱害の防止についての 保安の確保	1. 電気、ガス、 高圧ガス、液 化石油ガス及 び火薬類並び に石油コンピ ナート施設に 係る被災事業 者への復旧対 策支援 2. 被災鉱山へ の復旧対策支 援
近畿地方整備 局	1. 国管理の公共土木施設 の整備と防災管理に関す ること 2. 応急復旧資機材の整備 及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設 の応急点検体制の整備に 関すること 4. 指定河川の洪水予報及 び水防警報の発表及び伝	1. 国管理道路の災害時 における道路通行規制 及び道路交通の確保に 関すること 2. 国管理の公共土木施 設の二次災害の防止 に関すること 3. 災害対応の応援	国管理の公共土 木施設の復旧に 関すること

	達に関すること		
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供 3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令 	
大阪航空局八尾空港事務所	航空機を使用した防災訓練の調整及び指導	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における航空機による捜索救難の調整及び関係者への情報伝達 2. 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整 	
近畿地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地理空間情報の提供 2. 地理情報システムの活用支援 3. 防災地理情報の整備 	地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援
大阪管区气象台（奈良地方气象台）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等） 	被災地域への支援情報の提供

	<p>災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>		
大阪海上保安監部		<p>1. 被害情報の収集</p> <p>2. 被災者の捜索救助活動</p> <p>3. 被災者等の搬送</p> <p>4. 救援物資の輸送</p>	
近畿地方環境事務所			<p>1. 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること</p> <p>2. 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整</p> <p>3. 被災者からの家庭動物（ペット）に関する相談窓口の設置、関係団体との連携によるトレーラーハウスの設置による飼育スペースの確保等</p>
近畿中部防衛局		<p>1. 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること</p> <p>2. 自衛隊の災害派遣の</p>	

		実施において、部隊等の長が実施する奈良県その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること	
近畿管区行政評価局（奈良行政監視行政相談センター）			1.被災者への生活支援情報の提供 2.専用電話を備えた相談窓口の開設 3.特別行政相談所の開設

第4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の搜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 給食及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等	災害復旧対策の支援

第5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社（奈良中央郵便局）		1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除	

		<ul style="list-style-type: none"> 3. 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 4. 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 	
日本銀行 (大阪支店)		<ul style="list-style-type: none"> 1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5. 各種措置に関する広報 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5. 各種措置に関する広報
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の保全と整備	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時における緊急鉄道輸送の確保 2. 鉄道施設の災害応急対策 	被災鉄道施設の復旧
NTT西日本株式会社 (奈良支店)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整 	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 奈良県支部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時における医療救護 2. 避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3. 防災ボランティアの派遣 4. 血液製剤の確保及び 	義援金の受入れ・配分の連絡調整

		供給 5. 救援物資の配分	
日本放送協会 (奈良放送局)	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等および災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	高速自動車国道等の保全と整備	高速自動車国道等の応急対策	高速自動車国道等の復旧
独立行政法人水資源機構 (関西・吉野川支社)	所管ダム施設の保全	所管ダムの施設の応急対策	所管被災ダム施設の復旧
電源開発株式会社(西日本支店)	1. 所管ダム施設及び電力施設の保全 2. 気象観測通報についての協力	所管ダム施設及び電力施設の応急対策	所管被災ダム施設及び電力施設の復旧
大阪ガス株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
日本通運株式会社(奈良事業所)		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力株式会社(奈良支社) 関西電力送配電株式会社(奈良本部)	電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧

第6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社 奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
桜井ガス株式会社 五条ガス株式会社 大和ガス株式会社	ガス供給施設の保全と整備	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時におけるガス供給対策	被災ガス供給施設の復旧
大和平野土地改良区 倉橋溜池土地改良区 北倭土地改良区 白川溜池土地改良区連合	土地改良区が管理している水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び整備	土地改良区が管理している農業用施設の被害調査	土地改良区が管理している被災農業用施設の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送テレビ株式会社 朝日放送ラジ	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧

第1章 総則 第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

オ株式会社			
株式会社朝日新聞社(奈良総局)	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
株式会社毎日新聞社(奈良支局)			
株式会社讀賣新聞大阪本社(奈良支局)			
株式会社産業経済新聞社(奈良支局)			
株式会社日本経済新聞社(奈良支局)			
株式会社中日新聞社(奈良支局)			
株式会社奈良新聞社 一般社団法人共同通信社(奈良支局)			
株式会社時事通信社(奈良支局)			
一般社団法人奈良県医師会			1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班(JMAT)の編成及び派遣体制の整備
一般社団法人奈良県病院協	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	医療機関の早期復旧

会	3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備		
一般社団法人 奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
一般社団法人 奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班（J D A T）の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班（J D A T）の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人 奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請 2. 災害支援ナースの派遣調整	
一般社団法人 奈良県L P ガス協会	L P ガスによる災害の防止	L P ガスによる災害の応急対策	L P ガスによる災害の復旧
公益社団法人 奈良県トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	
富士運輸株式会社		特殊車両その他可搬拠点等の設置及び供与	
奈良県土地開発公社	所管施設の整備	所管被災施設の応急対策	所管被災施設の復旧

第7 公共的団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
報道機関	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
農業協同組合 森林組合 水産業協同組合	共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 3. 県市町村が行う被災	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又は斡旋

		状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の被害応急対策の指導	
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	1. 関係機関との連携 2. 県災害ボランティア本部の設置・運営訓練 3. 奈良県災害福祉支援ネットワークの運営	1. 市町村災害ボランティアセンターの運営支援 2. 奈良県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣	
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
学校法人	1. 避難施設の整備 2. 避難訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
商工会議所 商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入
奈良県葬祭業協同組合及び 全日本葬祭業協同組合連合会		災害時等における棺及び葬祭用品の提供	
一般社団法人 全国霊柩自動車協会		災害時等における遺体の搬送	

第1章 総則 第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

奈良県旅館・ ホテル生活衛 生同業組合		1. 災害時の要配慮者の 宿泊受入れ 2. 災害時の帰宅等困難 者への支援	
公益社団法人 奈良県獣医師 会		1. 災害時の被災動物の 救護 2. 災害時の被災動物飼 養者への支援	
公益社団法人 奈良県栄養士 会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 災害時栄養支援チーム の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時栄養支援チー ムの派遣 2. 被災者に対する栄 養・食事相談 3. 特殊栄養食品等の提 供	

第3節 奈良県の自然的・社会的条件

(防災統括室)

第1 位置

本県は、我が国の中央にあたる近畿地方の中央よりやや南に位置している。本県の北半分は近畿中央低区の一部となっており、北東から北西にかけて京都府、大阪府に接し、南西から南は和歌山県に、東は三重県に接している。

本県の四極は、次のとおりである。

東	東経	136度12分	宇陀郡御杖村神末
西	東経	135度33分	吉野郡野迫川村弓手原
南	北緯	33度52分	吉野郡十津川村竹筒
北	北緯	34度47分	生駒市高山

中央の経度は、東経135度52.5分で春日山、多武峰、上市、川合（天川村）、七面山、竹筒（十津川村）を通過し、中央緯度は北緯34度19.5分で五條、金峰神山（吉野町）、迫（川上村）を通過している。

第2 面積

本県の面積は、3,691.09k㎡で、全国総面積の約1%に相当し、都道府県中第40位である。

市町村中の最大、最小は次のとおりである。

最大	吉野郡十津川村	672.35k㎡
最小	磯城郡三宅町	4.07k㎡

十津川村は県総面積の18%にあたり奈良盆地の2倍以上の広さにあたる。

第3 地勢、地質

本県の地形は、吉野川に沿ってほぼ東西に走る中央構造線により、南部山地（吉野山地）と中央低地（北部低地）に分かれている。

北部低地帯は瀬戸内陥落地帯の東部にあたり、断層により陥落した地構盆地である奈良盆地を中心に、これを取りまいて生駒・葛城・笠置の各山脈、竜門山塊、奈良丘陵の山地からなる。奈良盆地は南北約30km、東西約16km、面積約300k㎡で海拔40～60mの非常に平坦な沖積層からなっている。河川は盆地の東南隅より流出する初瀬川を主流とし、四周の河川を合して大和川となり、生駒金剛山脈を横断して大阪平野へ流出している。

大阪府と奈良県の府県境付近の大和川が大阪平野に抜けようとする狭窄部に「亀の瀬」と呼ばれる地区があり、明治以降3度（明治36年7月、昭和6～8年、昭和42年2月）にわたり大規模な地すべりが発生している。仮に同地区で地すべりが発生し、15mの高さでせき止められ、大和川が完全に閉塞した場合、奈良県側は総面積約600ha、4,700世帯以上の住民、650以上の会社、230ha以上の田畑が浸水

することになると予想されている（国土交通省近畿地方整備局ホームページより）が、平成25年12月現在、国土交通省近畿地方整備局による地すべり対策工事が管理用道路等を除き完了している。

奈良盆地東側に隣接している大和高原地区は海拔400～500mの高原である。また、宇陀山地は竜門山塊の東に位置し、標高100m前後の複雑な丘陵地帯をなし、宇陀盆地と高見山麓及び室生火山群地帯とからなる。

南部山岳地帯は本県の南部一体を占める山岳地帯で、東は台高山脈を隔て三重県に、南西は和歌山県に、北辺は竜門山塊によって大和平野及び大和高原に接している。中央部は大峰山系によって十津川流域と、北山川流域とに分けられ、大台ヶ原、伯母ヶ峰、山上ヶ岳、大天井ヶ岳、武士ヶ峰、天辻峠を連ねる横断山脈によって吉野川流域と分水嶺をなしている。

なお、平成23年紀伊半島大水害では、県内約1,800か所で土砂移動現象が発生した。崩壊土砂量は紀伊半島全体で約1億 m^3 （東京ドーム80杯分）と推定されている。これは戦後の豪雨災害では最大の土砂量であり、そのうち約9割の8,600万 m^3 が県内で発生したと推定されている。

また、紀伊半島大水害では崩壊面積10,000 m^2 以上、推定崩壊深10m以上等の深層崩壊が54か所発生した。「大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会」の調査結果からは、深層崩壊を含む大規模土砂崩壊は累積雨量が600mm～1,000mm超で発生し、降雨のピーク後にも崩壊が発生したことが分かっている。

第4 気象

1 気候の特徴

奈良県の気候は、温暖な内陸型気候であるが、地形特性から次のような3つの特徴がある。

- (1) 全般に風が弱く、風向分布にも顕著な地域性が見られる。台風をはじめ、いずれの気圧配置においても強風の出現は少ない。
- (2) 海岸線を持たないが海洋の影響を受け、温帯地帯としては世界的にも希な多雨地帯を有する。
- (3) 気温分布の地域差が大きい。

気象の諸要素を総合して地域を分類すると、①奈良盆地区、②生駒・金剛山地区、③大和高原・宇陀山系区、④吉野山岳区、⑤吉野川中流域区、⑥吉野南面区の6つの小気候区となる。

①奈良盆地区は、概ね温和であるが、海洋から隔たり、盆地であるため内陸型気候となっている。②生駒・金剛山地区は、標高が高いため、奈良盆地に比べ年間を通じて3～4℃低い。③大和高原・宇陀山系区は、内陸型気候であるが、④吉野山岳区に類似している。④吉野山岳区は、気温の較差が大きく、冬は厳しい冬山の様相となる。年降水量は太平洋の影響を受け2,000～5,000mmと多く、大台ヶ原山は日本でも有数の多雨地帯である。⑤吉野川中流域区は、夏の気温は奈良盆地と大差はないが幾分低く、冬は⑥吉野南面区に次いで温和であり、紀伊水道に向かって開けているため、下流になるにしたがい暖かくなる。⑥吉野南面区は、ほぼ北山川の河合より南及び十津川の

上野地より南の渓谷地で、冬の最低気温は奈良盆地より約1℃低い、夏の最高気温が奈良盆地より約2℃低く、年較差は小さい。北山川と十津川流域では地形的特徴から降水状況が異なり、季節を問わず、南西気流の時は十津川流域の降水量が多く、南東気流の時は北山川流域の降水量が多くなる。

2 気象の特徴

(1) 気温

気温は一般に緯度や標高などによって大きく差が現れる。また、海水温の影響を受けて変化する。しかし、奈良県は海に面しない内陸県であるため、主に標高や複雑な地形の影響による気温の分布を示している。

県内で最も気温の高い地域は、奈良盆地や紀ノ川(吉野川)流域などの低地部であり、年平均気温は14℃以上となっている。この地域から周辺の山地に向かって、標高が増すにしたがって気温が低くなっていく。一般的に気温は、海拔高度が100m高くなるにつれて0.5～0.6℃低くなる。

県南部はそのほとんどが山岳地であり、なかでも大台ヶ原山地、大峰山脈や伯母子山地では標高1,000m以上の高い山が連立しており、これらの山上では気温がかなり低いことが想像できる。その山間にある風屋(標高301m)と上北山(標高334m)は比較的気温が高い。これは、その地を流れる熊野川(十津川・北山川)に沿って、太平洋の暖流の影響が及んできているためである。

(2) 風

奈良県は内陸県で、周囲を山で囲まれており、風が弱く風向分布にも顕著な地形性が見られる。

比較的平野部に恵まれた北部では、年間を通して概ね北よりの風が他の風向より多く、山岳地帯が多くを占める南部では、東及び西の風が多い。

局地的な強風の主なものとして、山越え気流が強風になったものと、河谷に沿って吹く強風とがあり、主に地形の複雑な東部山地、南部山岳地に多く発生する。その原因は台風、低気圧、前線、季節風などである。

代表的な局地風としては平野風がある。平野風とは、吉野郡東吉野村平野において発生する高見山からの吹き下ろしの強風で、低気圧や台風が南海上にあり、東風の吹きやすい気圧配置の時に現れ、県内のどの地点にも先んじて風速が強くなり、その継続時間も長いことが特徴である。その昔、農作物の被害が毎年甚大であったことから、地元では別名、貧乏風とも呼んでいる。

河谷に沿って吹く強風には、平野風のように固有名詞として知られるものはないが、風は一般に谷間に沿って吹きやすいため、被害をもたらすことがしばしばある。吉野郡上北山村西原の強風や、同郡天川村洞川の南よりの強風などが代表的なものといえる。

(3) 降水量

奈良県は、北部には奈良盆地を中心とする大和平野があり、南部は標高1,000m以上の山地であるため、降水分布に大きな差がある。

奈良盆地を中心とする平野部では、年降水量が1,400mm以下で全国平均を下回る少雨地帯であるのに対し、南部山地では2,000mm以上の降水があり、特に南東部の大台ヶ原山地では5,000mm以上に達する日本屈指の多雨地帯となっている。

南北のコントラストがはっきりしているのが特徴である。

また、雨の降り方にも大きな特徴がある。台風又は熱帯低気圧の北上に伴った南東気流の影響で、北部では雨らしい雨が降らなくても、大台ヶ原山地周辺の狭い地域では500～800mmの大雨が降る場合がある。この現象を「背降り」という。

なお平成23年台風第12号では、8月30日18時から9月4日24時までの総降水量が紀伊半島の南東部を中心に広い範囲で1,000mmを超えており、一部の地域では2,000mmを超えた（国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では、30日夜から5日未明の間の総降水量が2,436mmと観測された）。本県において、過去およそ100年間で台風等によるそれまでの最大降水量は1,241mmであり、それをはるかに上回る降水量が記録された。

県北部においても、平成25年8月5日には奈良市半田開町で8月の観測史上最大となる時間雨量58.0mmが観測されたほか、平成30年7月29日に、奈良市付近で約100mm、天理市付近で約120mm、桜井市付近で120mm以上の1時間雨量が解析され、記録的短時間大雨情報が相次いで発表されるなど、近年、局地的大雨が多発する傾向にある。

第4節 奈良県の過去の災害

(防災統括室)

第1 奈良県の過去の災害

次の災害年表は、「奈良県の気象百年」（平成9年 奈良地方気象台発行）や、奈良地方気象台より提供された資料をもとに、平成7年（1995年）以前の災害については死者が発生したもの、平成8年（1996年）以降は、死傷者が発生していなくても、比較的大きな被害が発生した災害について掲載した。

県及び市町村は、このような過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、過去の災害についての資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

※県では、災害の歴史から学び、今後の教訓として活かすため、古くは江戸時代から、県内で被害が発生した様々な災害をわかりやすくまとめた「歴史から学ぶ 奈良の災害史」を平成26年度に作成した。